

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成27年10月29日(2015.10.29)

【公表番号】特表2015-526447(P2015-526447A)

【公表日】平成27年9月10日(2015.9.10)

【年通号数】公開・登録公報2015-057

【出願番号】特願2015-527749(P2015-527749)

【国際特許分類】

C 0 7 D 279/12 (2006.01)

A 6 1 K 31/54 (2006.01)

A 6 1 P 25/00 (2006.01)

A 6 1 P 25/28 (2006.01)

A 6 1 P 25/16 (2006.01)

A 6 1 P 25/14 (2006.01)

A 6 1 P 21/02 (2006.01)

【F I】

C 0 7 D 279/12 C S P

A 6 1 K 31/54

A 6 1 P 25/00

A 6 1 P 25/28

A 6 1 P 25/16

A 6 1 P 25/14

A 6 1 P 21/02

【手続補正書】

【提出日】平成27年8月19日(2015.8.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

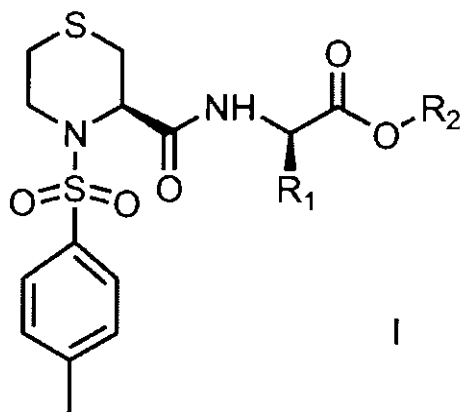
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

式I

【化1】



【式中：

R 1 は、水素、または 1 ~ 6 個の炭素原子を有する直鎖もしくは分岐鎖アルキルであり；
R 2 は、1 ~ 4 個の炭素原子を有する直鎖もしくは分岐鎖アルキル、または 1 ~ 4 個の炭素原子を有するフェニル置換された直鎖もしくは分岐鎖アルキルである]
の構造を有するチアジンアミド誘導体、または薬学的に許容されるその塩、溶媒和物もしくは水和物。

【請求項 2】

R 1 が、水素、または 1 ~ 4 個の炭素原子を有する直鎖もしくは分岐鎖アルキルであり；
R 2 が、1 ~ 4 個の炭素原子を有する直鎖もしくは分岐鎖アルキル、または 1 ~ 4 個の炭素原子を有するフェニル置換された直鎖もしくは分岐鎖アルキルである、請求項 1 に記載された化合物、または薬学的に許容されるその塩、溶媒和物もしくは水和物。

【請求項 3】

R 1 が、1 ~ 4 個の炭素原子を有する直鎖もしくは分岐鎖アルキルであり；
R 2 が、1 ~ 4 個の炭素原子を有する直鎖もしくは分岐鎖アルキル、または 1 ~ 4 個の炭素原子を有するフェニル置換された直鎖もしくは分岐鎖アルキルである、請求項 1 に記載された化合物、または薬学的に許容されるその塩、溶媒和物もしくは水和物。

【請求項 4】

R 1 が、1 ~ 4 個の炭素原子を有する直鎖もしくは分岐鎖アルキルであり；
R 2 が、1 ~ 4 個の炭素原子を有する直鎖もしくは分岐鎖アルキルである、請求項 1 に記載された化合物、または薬学的に許容されるその塩、溶媒和物もしくは水和物。

【請求項 5】

R 1 が、1 ~ 4 個の炭素原子を有する直鎖もしくは分岐鎖アルキルであり；
R 2 が、1 ~ 4 個の炭素原子を有するフェニル置換された直鎖もしくは分岐鎖アルキルである、請求項 1 に記載された化合物、または薬学的に許容されるその塩、溶媒和物もしくは水和物。

【請求項 6】

R 1 が、イソブチルであり；
R 2 が、1 ~ 4 個の炭素原子を有する直鎖もしくは分岐鎖アルキル、または 1 ~ 4 個の炭素原子を有するフェニル置換された直鎖もしくは分岐鎖アルキルである、請求項 1 に記載された化合物、または薬学的に許容されるその塩、溶媒和物もしくは水和物。

【請求項 7】

前記化合物が、以下の化合物：

(2 R) - 4 - メチル - 2 - { [(3 R) - 4 - (トルエン - 4 - スルホニル) - チオモルホリン - 3 - カルボニル] - アミノ } - ペンタン酸、

(2 R) - 4 - メチル - 2 - { [(3 R) - 4 - (トルエン - 4 - スルホニル) - チオモルホリン - 3 - カルボニル] - アミノ } - ペンタン酸エチルエステル、

(2 R) - 4 - メチル - 2 - { [(3 R) - 4 - (トルエン - 4 - スルホニル) - チオモルホリン - 3 - カルボニル] - アミノ } - ペンタン酸プロピルエステル、

(2 R) - 4 - メチル - 2 - { [(3 R) - 4 - (トルエン - 4 - スルホニル) - チオモルホリン - 3 - カルボニル] - アミノ } - ペンタン酸イソプロピルエステル

(2 R) - 4 - メチル - 2 - { [(3 R) - 4 - (トルエン - 4 - スルホニル) - チオモルホリン - 3 - カルボニル] - アミノ } - ペンタン酸ベンジルエステルから選択される、請求項 1 に記載された化合物、または薬学的に許容されるその塩、溶媒和物または水和物。

【請求項 8】

請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載された化合物、または薬学的に許容されるその塩、溶媒和物もしくは水和物、及び 1 つ以上の薬学的に許容される賦形剤を含む、医薬組成物。

【請求項 9】

薬剤が、生理的もしくは物理的損傷、または進行性病変により引き起こされる神経変性疾患の予防または治療において使用される、請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載された化合物

物、または薬学的に許容されるその塩、溶媒和物もしくは水和物の前記薬剤の製造における使用。

【請求項 10】

前記神経変性疾患が、アルツハイマー病、パーキンソン病、ハンチントン病、筋萎縮性側索硬化症、後天性免疫不全症に関連した神経障害、脳脊髄多発性硬化症、脳卒中または物理的刺激に関連した脳損傷、及び中枢または末梢神経系に影響を及ぼす多様な神経変性疾患から選択される、請求項 9 に記載された使用。

【請求項 11】

請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載された化合物、または薬学的に許容されるその塩、溶媒和物もしくは水和物を含む医薬組成物であって、生理的もしくは物理的損傷、または進行性病変により引き起こされる神経変性疾患の予防または治療において使用される、医薬組成物。

【請求項 12】

前記神経変性疾患が、アルツハイマー病、パーキンソン病、ハンチントン病、筋萎縮性側索硬化症、後天性免疫不全症に関連した神経障害、脳脊髄多発性硬化症、脳卒中または物理的刺激に関連した脳損傷、及び中枢または末梢神経系に影響を及ぼす多様な神経変性疾患から選択される、請求項 11 に記載された医薬組成物。